

事 務 連 絡
平成 30 年 6 月 14 日

都道府県水道行政担当部（局）
厚生労働大臣認可 水道事業者
厚生労働大臣認可 水道用水供給事業者 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

水道工事における不適正施工について（注意喚起）

水道行政の推進につきましては、平素より御尽力及び御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年11月に大阪市発注の水道工事において、仕様書で指定した埋め戻し材の使用実績を確認する工事書類に虚偽記載があり、実際には使用されていなかったこと、水道管の配管形態が同市の承諾を得ることなく変更して布設されていたこと、水道工事で発生したアスファルト殻が適切に処理されず土中に放置されていたことが判明しました。また、本年3月には堺市、5月には東大阪市発注の水道工事において、仕様書で指定した埋め戻し材の使用実績を確認する工事書類に虚偽記載があり、実際には使用されていなかったことが判明したところです。

水道事業者及び水道用水供給事業者におかれましては、必要に応じて出荷伝票と納品伝票を突合するなど、施工管理の徹底に留意されるようお願いいたします。なお、国庫補助事業（生活基盤施設耐震化等交付金により都道府県から補助を受けて実施している事業を含む。）において不適正な水道工事が行われていた場合には、国庫補助等の返還の必要の有無について速やかに確認し、各都道府県水道行政担当部局に報告するようお願いいたします。

各都道府県水道行政担当部局におかれましては、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者への周知をお願いいたします。

（連絡先）

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

担当：彦坂、倉澤

電話：03-3595-2368（直通）

E-mail：suidougijutsu@mhlw.go.jp